

原告山本さん、力強く意見陳述！ 強制出向延長取消裁判第1回口頭弁論

3月19日、東京地方裁判所で、強制出向延長取消裁判第1回口頭弁論が開かれ、原告である東京地区分会・山本修さんが力強く意見陳述を行いました。

この裁判は、新幹線メンテナンス東海に出向された山本さんが、出向期限終了前にJR本体への勤務を希望したにもかかわらず、会社が出向延長を強制したのは労働協約に違反した行為だとして労働審判に訴えたものの棄却となり、本裁判に持ち込まれた事件です。以下、山本さんの意見陳述（要旨）です。

私は、本件裁判の原告山本修です。私がこの裁判で求めていることは、3年の出向期限が満期になったためJR東海に復帰することです。私は、出向延長命令を断りましたが、これを会社が認めず、仕方なく出向会社で勤務しております。

私は、国鉄改革の際に北海道から広域異動に応じて1986年に東京第一運転所に配属後、1989年に会社からの要請で検修係から事務係に変わりました。その後、事務職場でJR東海労組合員は私一人になり、机を別の部署に移され、管理者の承諾がなければ入室を許されないという組合差別を受けました。「総合的判断」として夏季手当をカットされこともありました。1996年に新横浜事業管理所に転勤発令が出たときには嫌がらせから逃れると思いホッとしました。その2年後に新横浜ステーション開発に出向し11年間勤務しました。2009年にやむなく新幹線メンテナンス東海への出向に同意しました。

しかし、持病の関係で、面談で強くJR東海の復帰を求めました。このまま出向が延長されると、54才原則出向の運用で退職まで出向となってしまいます。会社の対応は極めて不誠実でした。組合から申し入れをしたにもかかわらず、私の同意なしで一方的に出向延長が発令されました。労働協約や就業規則には「出向延長の規定」はありません。会社の理不尽な姿勢を糾して頂きたいと思います。



報告集会で決意を述べる山本修さん